

裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
事 件 番 号	平成30年（行ヒ）第422号
事 件 名	所得税更正処分取消等請求上告事件
判決年月日	令和2年3月24日
判 示 事 項	取引相場のない株式の譲渡に係る所得税法59条1項所定の「その時における価額」につき、譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする財産評価基本通達の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に則し、その差異に応じた取扱いがされるべきであって、少数株主に該当するか否かの判断の前提となる「同族株主」に該当するかどうかの判断に係る所得税基本通達59-6の定めは、少数株主に該当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について判断すべきことをいう趣旨のものであるとされた事例
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	本件は、B社の代表取締役を務めていたAが、その所有するB社の株式（取引相場のない株式）の一部（以下「本件株式」という。）を、平成19年8月1日、C社に対して1株当たり75円で譲渡したこと（以下「本件株式譲渡」という。）につき、同年に死亡したAの相続人であり相続によりAの平成19年分の所得税の納付義務を承継したX1らが、本件株式譲渡に係る譲渡所得の収入金額を譲渡対価と同じ1株当たり75円（財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）188-2に定める特例的評価方式（配当還元方式）により算定した価額）として、Aの上記所得税の申告をしたのに対し、処分行政庁が、本件株式譲渡は所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるとして、X1らに対し、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行ったことから、X1らが、上記更正処分のうち修正申告又は先行する更正処分の金額を超える部分及び上記賦課決定処分（いずれも異議決定による一部取消し後のもの。）の各取消しを求めた事案である。
訟 務 月 報	66巻12号